

入札公告

令和元年度酒田市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 鳥海高原デーリィファーム新築工事 第1工区について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（以下、「入札」という。）を行うので、公告する。

令和2年6月2日

発注者：株式会社 鳥海高原デーリィファーム
代表取締役 延與 雄一郎

記

1. 入札に付する事項

(1) 工事名

令和元年度酒田市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
鳥海高原デーリィファーム 新築工事（第1工区）

(2) 工事場所

山形県酒田市草津字藤平台102-1他

(3) 工事概要

用途 畜舎等

構造 新築 鉄骨造平屋建て、木造平屋建て

規模	新築	フリーストール牛舎1	5,843.88 m ²
	新築	フリーストール牛舎2	5,843.88 m ²
	新築	フリーバーン牛舎	2,801.34 m ²
	新築	自動搾乳ロータリーロボット舎	2,431.26 m ²
	新築	パラレルパーラー舎	1,685.80 m ²
	新築	子牛処置室	497.90 m ²
	新築	堆肥舎B	807.12 m ²
	新築	バンカーサイロ	5,950.00 m ³
	新築	飼料調整庫	1,435.00 m ²
	新築	管理棟	215.31 m ²

上記建築工事及び附帯設備工事一式

(4) 工期

契約の日から令和3年2月28日

- (5) 予定価格
2,361,000,000円（消費税含む）
- (6) 本工事の入札は、開札後に落札決定を保留し、入札参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査型の入札とする。

2. 入札参加者の要件

公告日現在、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 公告から入札までの期間において、行政及びその関係機関から工事請負契約に係る指名停止等の措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (5) 国税、県税及び市税の滞納がないこと
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること
- (7) 過去に畜舎を施工した実績のある業者であること

3. 入札参加申請書提出及び設計図書等の閲覧

- (1) 提出書類
 - (ア) 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）
 - (イ) 建設業許可通知書の写し
 - (ウ) 工事施工実績書（様式第5号）
 - (エ) 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第6号）
- (2) 提出書類の受付
 - (ア) 受付期間
令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで（午前9時から午後5時まで）
 - (イ) 提出場所
〒999-8204 山形県酒田市新出字坂ノ下36番地6
株式会社 鳥海高原デーリィファーム
電話番号 01564-2-3660（株式会社 ノベルズ本社）
担当者 吉田 080-2870-2319 名波 080-1890-5894
 - (ウ) 提出方法
1部を持参及び郵送（書留郵便に限る。）FAXによる提出は認めません。
なお、持参する場合は、事前に連絡を行うこととする
- (3) 設計図書等の閲覧

(ア) 閲覧期間

令和2年6月3日(火)から令和2年6月23日(火)まで(日曜日を除き、午前9時から午後5時まで)

(イ) 閲覧場所

3(2)(イ)に同じ。なお、閲覧する場合は事前に連絡を行うこととする。なお、設計図書等の請求があれば同所にてデータで配布する

4. 本公告及び設計図書に対する質問及び回答

(1) 設計図書に対する質問があるときは、次に定めるところより書面(任意様式、FAX可、郵送の場合は期限必着のこと。)にて提出すること

(ア) 提出期間

令和2年6月3日(火)から令和2年6月23日(火)まで(午前9時から午後5時まで)

(イ) 提出場所

〒047-0021 北海道小樽市入船3丁目21-13

有限会社 フォルムデザイン 中野 修

メール forme@lb.moo.jp

電話番号 0134-32-0213 FAX 0134-32-0245

(ウ) 提出方法

電子メール文書(ワード又はエクセル)

(2) 質問に対する回答

書面により、質問者及び質問者以外の入札参加者にメールで通知します

5. 現場説明会の日時及び場所

設計図書等を閲覧に供することをもってこれに代える

6. 入札及び開札の執行

(1) 入札及び開札

(ア) 入札(開札)日時

令和2年6月24日(水) 午前10時00分

(イ) 入札(開札)場所

3(2)(イ)に同じ

(ウ) 入札方法

持参による

(エ) 入札回数

3回を限度とする。3回目の入札で落札しなかった場合、最低入札者と協議し随意契約を結ぶことができる

(2) 入札等

(ア) 入札当日は入札書(様式第3号)及び工事費内訳書(様式第4号)に必要事項

- を記入し、封筒に封入して持参すること
- (イ) 封筒表面には「工事名」及び「工事場所」を記入し、封筒裏面には入札者の「住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」を明記すること
 - (ウ) 入札書を入れた封筒は、フラップ部分（のり付けする部分）の中央1箇所を使用印により封印すること
 - (エ) 代理人による入札を行う者は、入札前に委任状（様式第7号）を提出しなければならない
 - (オ) 入札執行時は入札者を証明する身分証明書（免許証、名刺等）を持参すること
- (3) 談合情報があったときは、入札を中止するか、入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減じることがある
- (4) その他
- (ア) 入札額が予定価格以下でかつ、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする
 - (イ) 落札候補者の選定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の110を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札候補者決定価格とするため、入札者は契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること
 - (ウ) 落札候補者となる額の入札をした者が2以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札候補者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札立会人にくじを引かせるものとする

7. 入札保証金及び契約保証金の納付

免除

8. 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札者とする
- (2) 落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、事後審査に必要な（ウ）に掲げる書類をA）から順に並べ、袋とじ、割り印の上、持参により提出しなければならない
 - (ア) 提出場所
3（2）（イ）に同じ
 - (イ) 提出部数
1部
 - (ウ) 提出書類
 - A) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
 - B) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
 - C) 国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類

(エ) その他

A) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする

B) 提出された書類は申請者に返還しない。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとする

- (3) 落札候補者の事後審査の結果、入札者資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする
- (4) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求められることができる。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適合通知書の通知を受けた日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、その旨を記載した書面を持参により提出しなければならない。理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する

9. 落札者の決定方法

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、入札参加資格があると認められた場合であっても、審査後、指名停止を受け、入札執行時点において指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき
- (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき
- (5) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき
- (6) 金額を訂正した入札をしたとき
- (7) 記名又は押印を欠く入札をしたとき
- (8) 申請書又は資料に虚偽の記載があったとき
- (9) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき
- (10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

10. 契約書作成の要否

要

11. 支払条件

前払金：有(請負代金の10分の4以内)

部分払：有(請負代金の10分の2以内)

12. その他

(1) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする

(2) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない

- (3) 公的機関が発行する証明書等については、公告日より3ヶ月以内に発行されたもの
限り有効とする
- (4) 設計図については変更となる場合があります
- (5) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおり
〒999-8204 山形県酒田市新出字坂ノ下36番地6
株式会社 鳥海高原デーリィファーム
電話番号 01564-2-3660 (株式会社 ノベルズ本社)
担当者 吉田 080-2870-2319